

業務委託随意契約結果の公表について

平成 27 年度から、随意契約の状況を以下のとおり公表します。

1 公表の対象

浜松市が、1 者特命で随意契約した業務委託（建設工事関連業務委託を除く）のうち、予定価格が 100 万円を超えるもの

※プロポーザル方式により特定した受託者との 1 者特命随意契約を含みます。

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による契約（障害者支援施設、シルバー人材センター等特定の者から役務の提供を受ける契約）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約（WTO）、その他浜松市の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある契約は除きます。

2 公表の時期

年 4 回

4 月～6 月契約分は 8 月末頃、7 月～9 月契約分は 11 月末頃、10 月～12 月契約分は 2 月末頃、1 月～3 月契約分は 5 月末頃に公表します。

3 公表の期間

公表月の属する年度の翌年度末まで